

## 2 測 量

### 総 則

#### 第51条 適 用

この「2 測量」は、測量業務に適用する。

#### 第52条 業務の実施

1. 測量業務は、浜松市の定める「公共測量作業規程」(以下「規程」という。)により実施するものとする。
2. 測量の基準は、「規程」第2条の規定によるほかは監督員の指示によるものとする。

#### 第53条 業務代理人

1. 受注者は、業務における業務代理人を定め、発注者に通知するものとする。
2. 業務代理人の権限は、約款第10条(業務代理人等)第2項に規定した事項である。
3. 業務代理人は、監督員が指示する関連のある業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
4. 業務代理人は、使用人等(協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者。以下「使用人等」という。)の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
5. 業務代理人は、屋外における業務の実施に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者が行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

#### 第54条 主任技術者

1. 受注者は、業務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
3. 主任技術者は、監督員が指示する関連のある測量業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
4. 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者の承諾を得なければならない。

#### 第55条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施方針
  - (3) 業務工程
  - (4) 業務組織計画
  - (5) 打合せ計画
  - (6) 成果品の内容、部数

- (7) 使用する主な図書及び基準
- (8) 連絡体制(緊急時含む)
- (9) 使用する主な機器
- (10) その他

(2) 実施方針又は(10)その他には、第 27 条個人情報の取扱い、第 28 条安全等の確保及び第 32 条行政情報流出防止対策に関する事項を含めるものとする。

- 3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4. 監督員の指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

#### 第56条 再委託

約款第 7 条（一括再委託等の禁止）第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 測量業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等

#### 第57条 安全等の確保

- 1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（国土交通省大臣官房技術審議官通達）を参考にして、常に業務の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受注者は、業務現場において別途業務又は工事等が行われる場合は、相互協調して業務を遂行しなければならない。
- (3) 受注者は、業務実施中、施設等の管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の妨害、公衆の迷惑となるような行為、作業をしてはならない。

- 2. 受注者は、屋外で行う業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省事務次官通達）」を遵守して災害の防止に努めなければならない。
- (2) 屋外で行う業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守すると共に、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- (4) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うと共に立入り禁止の標示をしなければならない。